

# 銀行窓販の全面解禁に関する意見

2007年10月3日 在日米国商工会議所(ACCJ)



## 在日米国商工会議所(ACCJ)について

- 1948年設立
- 日本で最大の外資系経済団体
- 約1,400社で構成
- ミッション
  - 日米経済関係の更なる進展
  - 米国企業及び会員活動の支援
  - 日本における国際的なビジネス環境の強化
- 活動内容
  - 60余りの業界・分野別委員会による政策提言
  - 年間500以上のイベント、セミナー
  - 各種チャリティ等のCSR活動
- 2007年活動の二本柱
  - 経済成長応援団
  - 企業の社会的責任(CSR)



## 全面解禁の要請

金融庁がモニタリングの結果、予定通り今年の12月から窓販を全面解禁するとの意見を示されたことは、正しい判断である。銀行窓販の全面解禁は「利用者利便の向上」とともに「合理的な利用者保護」が実現されることで、その政策目標が達成される。

- ●金融庁がモニタリングの結果、弊害防止措置は有効に機能しており、一定程度の問題事例が発生したものの、いずれもその後銀行において改善が図られていることから、予定通り今年の12月から窓販を全面解禁するとの意見を示されたことは、正しい判断である。
- ●銀行窓販の全面解禁は、金融商品やサービスにおける消費者の選択の幅を広げ、利用者の利便性を最大化し、結果的に日本のグローバル金融センター化にも貢献する。
- ●合理的かつ必要最低限な弊害防止措置は利用者保護の観点からは重要であるが、現行の弊害防止措置の中には合理性という点で問題が残る部分がある。
- ●合理的でない弊害防止措置を見直すことが、真の意味で「利用者の保護」を達成し、「利用者利便の向上」を図ることになる。



# 合理的な利用者保護規制への見直し① 「融資先販売規制」

- ▶保険募集前に顧客及び被保険者に対して募集制限先に該当するかどうかの確認を行う手続きについては、勤務先が事業融資を受けている事実を守秘義務上、銀行からは説明できないため、保険募集を困難としており見直すべきである。
- ▶中小金融機関特例にある融資先企業の従業員(小規模事業者除く)に対する保険募集については小口(第3分野・第1分野ともに契約者一人あたりの保険金額を1,000万円以内)に限るとする規制は合理的ではないため撤廃すべきである。

- ●銀行窓販を通じて保険商品を購入する顧客の適切な保護については、他の規制が既に実施されている。
- ●例えば第三分野保険の場合、既に解禁済みの死亡保険とは異なり、実際に支払われる金額は個々のケースによって異なる。さらに、一人のお客様が一生の間に何回入院するのか、その都度いくらの給付金額が請求されるのか、募集時点では計ることができない。こうした商品に対して予め1,000万円という上限規制を設定することは合理的ではない。



# 合理的な利用者保護規制への見直し② 「非公開金融情報の取扱いルール」

非公開金融情報の利用にあたって厳格な顧客同意の方法を求めることが、銀行が顧客の資産に関する情報を使って、顧客に最も適合するアドバイスを提供するための制約になっていないかを検討するべきである。

- ●金融商品取引法では顧客に適合する商品を提案することが求められている。
- ●顧客との決済取引やローン返済に関する情報等、一定の種類の金融情報は販売過程において 利用すべきではないという点には賛成する。
- ●一方で、銀行等が既に保持している顧客の預金やローン残高に関する情報等を機密情報として 参照することができれば、銀行員が顧客のニーズに適合した商品を提案するのに役立つと考える。
- ●この規制は銀行や証券会社における商品の販売には適用されず、金融商品取引法等に見られる 同種の金融商品を一貫して横断的に取り扱っていこうとする政策と矛盾している。



### 日本における金融・資本市場の競争力強化へ

銀行窓販の全面解禁は市場の活性化に寄与するだけでなく、日本における金融・資本市場の競争力強化の目標達成における実行力を国際社会に示す機会となる。

- ●行政改革委員会の規制緩和小委員会が当時の橋本龍太郎内閣総理大臣に対して、銀行による 保険商品の販売を許容する規制緩和を提唱した報告書を提出してから10年が経つ。
- ●日本政府は、日本の金融・資本市場の競争力を強化するという大きな目標を掲げた。
- ●銀行窓販の全面解禁は市場の活性化に寄与する。
- ●2007年12月22日の全面解禁の実施は国際的な注目を集めている。
- ●銀行窓販の全面解禁を予定通り実施することは、日本政府が意欲的な目標達成における実行力を示す機会として注目されている。